## まがす

- 申請は、土地の所在地 を管轄する法務局・ 地方法務局の本局へ。
- ●予約相談にも対応し ています。
- ●一定の費用負担が必 要です。
- ●土地は、法令の要件 を満たしている必要 があります。
- ●詳しくは、以下の二 次元コードか「法務 省国庫帰 画版部画 属で検索!



